

おせっかいで築く 見守りのまち こまつしま 38-6880だより

～消費者被害のないまちをめざして～

小松島市消費生活
センター発行
No.51
小松島市
横須町1-1
☎ 0885-38-6880
令和5年7月1日

「定期購入」トラブルが急増!!

一回だけのつもりで商品やサービスを注文したが、定期購入だった。解約したいが電話がつかない。メールで問合せしても返信がない。または解約手数料を請求された。といった定期購入契約に関する相談が多く寄せられています。

注文する際には契約条件の細部をしっかりと確認しましょう。

消費者へのアドバイス



インターネットや新聞の折り込みチラシ等で注文する際は、下記の項目をしっかりとチェックしましょう。

- ★定期購入が条件になっていませんか？
- ★(定期購入が条件になっている場合、)継続期間や購入回数を決められていませんか？
- ★支払うことになる総額はいくらですか？
- ★解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- ★「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」等、解約条件を確認しましたか？
- ★お届け予定日や、利用規約の内容を確認しましたか？
- ※インターネットで注文する場合、上記の契約条件が記載されている画面はスクリーンショット保存しましょう。
- ※未成年者の場合は以下の点も確認してください。
- ★販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- ★年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか？



想定外の高額請求! トイレ修理トラブルに注意

トイレが詰まったので、インターネットで検索し「修理〇百円～」と記載のある業者に依頼した。最初ポンプのようなもので作業したが改善せず、ドリルのようなもので詰まった異物を粉碎することになった。「通常50万円だが半額にする」と言われ了承し、詰まりは解消した。手持ちの現金がなく翌日支払うと伝えたがダメだと言われ、ATMで引き出して支払った。気になって、後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。



消費者へのアドバイス

- ★広告に表示された料金で作業できるとは限りません。広告の料金をうのみにせず、依頼する際は、その料金での作業内容や追加料金が発生しないかなどを確認しましょう。
- ★想定していないほど高額な料金の作業を提案された場合は、作業を断るようにしましょう。また、請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。
- ★地域の工務店などの、安心して依頼できる事業者の情報を日ごろから集めておきましょう。



消費者トラブルに関するご相談は、小松島市消費生活センターへお気軽にご相談ください。
小松島市横須町1番1号 小松島市役所1階 小松島市消費生活センター ☎0885-38-6880
または、消費者ホットライン ☎188にご相談ください。

中古車の契約

「中古車を契約したが、家族に反対され3日後にキャンセルを伝えたら、高額なキャンセル料を請求された」、「自動車販売サイトで中古車を購入したが、納車後すぐに故障し走行できない。無料で修理してほしい」など中古車に関する相談が多数寄せられています。

自販連（日本自動車販売協会連合会）の標準約款によると、現金販売の場合の契約成立時期は、①登録、②注文により修理・改造・架装等に着手、③引渡しのうち、いずれか早い日となっています。契約成立前のキャンセルは可能ですが、販売店が負担した実費は通常請求されます。また、契約成立後は相手方の同意がなければ一方的にキャンセルすることは出来ません。

中古車は新車と違い、品質や特性が異なるため、購入前に十分な情報収集が必要です。できるだけ現車を見て、エンジンやミッションなどの調子を確認し、コンディションノートなどにより車に要整備箇所がないか、信用できる事業者かなども調べ、契約は慎重にしましょう。

▼今月のトレンド詐欺

「代引きで届いた宅配便」

私宛に16,000円の商品が代金引換で届いた。普段から通信販売を利用しているので、家族が私に確認することなく支払って受け取ってしまい、開封すると身に覚えのない商品だった。注文しておらず、全く覚えがないので返金してほしい。」との相談が、県内をはじめ、全国の消費生活センターに寄せられています。

代金引換で支払ってしまった場合、返金を求める先は配送業者ではなく、発送主です。しかし、配送伝票に記載された発送主の電話番号は繋がらず、住所は別の会社の住所が使われているため、連絡が取れない

といったケースが多く連絡が取れなければ返金を求めることはできません。また、このような業者は会社名も次々に変えています。トラブルに遭わないために、普段から通信販売利用時は家族に伝え契約当事者の確認が取れるまで代引きの荷物は



受け取らないようにしましょう。覚えのない代引き商品が届いた時は、配送伝票を写真に残し、受取拒否をしましょう。

（記事引用 発行元：独立行政法人国民生活センター）



消費者トラブルに関するご相談は

小松島市消費生活センター
☎0885-38-6880

または、消費者ホットライン
☎188にご相談ください。



▼イベント情報

主催：プラチナライフクラブ

★ ★ ★ 「くらしの講座」案内 ★ ★ ★

7/19(水)10時より

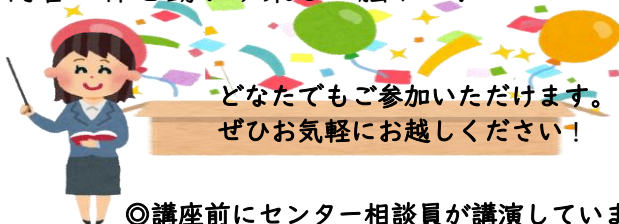


場所：小松島市総合福祉センター1階活動室
対象：一般 無料
内容：自分や大切な人のために成年後見制度を知ろう。

9/20(水)10時より



場所：小松島市総合福祉センター1階活動室
対象：一般 無料
内容：体を動かす楽しい脳トレ！



どなたでもご参加いただけます。
ぜひお気軽にお越しください！

◎講座前にセンター相談員が講演しています！

《小松島市民の方へ》 「こまつしま」くらしの安全・安心サポーター募集中！

登録・お問い合わせは 小松島市市民環境課 ☎0885-32-2132 まで

